



# TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201  
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 67 (2016年7月21日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 67 は、「**最高裁判決：会社側からの退職日の前倒しは解雇とみなされる**」をお送り致します。

被雇用者が自己退職する際に、自ら退職日を指定した場合に、会社側の都合で、その退職日を予定の退職日より前倒しにした場合は、会社都合による解雇とみなされるとした最高裁の判決です。

会社は被雇用者の退職に対して、注意をしなければなりません。今回の事例は、自己都合による退職でも、会社側が退職日を前倒しした場合は、訴えられる可能性があること、また敗訴に成る可能性が高いことを示しています。

### 最高裁判決：会社側からの退職日の前倒しは解雇とみなされる

被雇用者である原告 X が雇用者である被告 Y に対し、2009年4月7日、退職届を提出した。原告 X が希望する退職日は 2009年5月10日 である。原告 X (被雇用者) および被告 Y (雇用者) は労働雇用契約を交わしている。

原告 X および被告 Y 双方の労働雇用契約が有効な期間は 2009年5月10日までであり、双方は労働雇用契約が終了するまで法律関係にある。本件においては、被雇用者である原告 X が 2009年4月7日に 2009年5月10日より有効とする退職届を提出した。(注釈：被雇用者が雇用者 X に対し、4月7日に5月10日付で退職する旨の届出を行った)

2009年4月23日、被告 Y は「原告 X が故意に被告 Y に損害を与え、不注意により被告 Y に深刻な損害を与えた」とする原告 X に対する解雇通知をもって、被告 Y は解雇の権限を行使した」とした。

雇用者である被告 Y は、被雇用者である原告 X を、本人が退職を希望した期日である 2009年5月10日以前に、解雇する権利を行使し被雇用者を退職させることができるのかどうか。それは合法なのか不当解雇なのか。

被告 Y が解雇通知内で原告 X の解雇理由「原告 X が不正を行った」としているが、労働裁判所の聴取に基づく事実は、原告 X はそのような不正を行っていないとした。

よって被告 Y は、本件に関して事前通告補償金、年次有給休暇分の賃金、不当解雇による損害賠償金を原告 X に対し支払わなければならない。

家賃補助については、被告 Y が原告 X に対し家賃補助を毎月定額支給していたとしても、被告 Y は家賃補助を人事管理規定に基づき従業員補助の目的で支給していることから、家賃補助は賃金ではないとする。

最高裁判決 No.3129/2558

タイ国法律改定情報は毎月第 3 木曜日に発行しております。

今回は、2016 年 8 月 18 日(木) です

去る7月 14 日(木)泰日経済技術振興協会にて、労働関連法の講師を務めました。

本コースは、全 3 回コースとなっており、体系的に労働者保護法を基礎として、タイでの会社運営に必要な「法律知識」を学ぶ事が可能です。



今回は 9 月 15 日(木)13:30～開始の予定です。

本コースにご興味がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

主催・泰日経済技術振興協会までお問い合わせ下さい。

研修担当: 笹嶋 様 (Ms. Sasajima)

メール: [japanese.course@tpa.or.th](mailto:japanese.course@tpa.or.th)

URL: <http://www.jtecs.or.jp/tpa-6.html>

Tel: +66-2717-3000～3029 ext.754

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>